

第 87 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 11 月 19 日（月） 9：30～9：42

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

<通番 4：放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）まず、厚生労働省から参酌化に係る検討状況についてお伺いしたい。

（厚生労働省）これまでの提案募集検討専門部会において、放課後児童健全育成事業の円滑な運営のためには、現行の「従うべき基準」を柔軟に見直す必要を当省としても認識していることを申してきたところである。同時に、放課後児童クラブの質の確保、すなわち子どもの安全の確保等において、確保する必要があることについても説明してきた。

放課後児童健全育成事業は今後ニーズが拡大すると見込まれ、国、地方公共団体が協力して、質と量の両面から取り組まなければならないと考えている。地域の実情に応じて、市町村には積極的に放課後児童クラブを開設いただきたいと考えているが、質と量は車の両輪であり、質を蔑ろにすることは許されないとするのが当省の基本的な考え方である。その上で、当該提案については、地方自治体から放課後児童クラブ事業について、「従うべき基準」を遵守しながら必要な人員を確保することは、地域によっては難しい状況にあるところも多い等の理由から、参酌化について強い要望があったところ。加えて、放課後児童クラブの現行の基準については、平成 26 年に厚生労働省として基準が制定されるまでの間は、厚生労働省が示したガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に応じて事業が実施されてきたという経緯もある。これらを踏まえると、放課後児童クラブの質の確保と、地域の実情に応じた放課後児童クラブの安全的・継続的な運営を両立する限界の案として、現行の「従うべき基準」の内容自体を維持した上で、参酌基準とする方法があるのではないかと考えている。

しかし、「従うべき基準」を参酌化した場合でも、質の確保という観点から、当省としても、継続的に実施状況を把握するとともに、施行状況に応じて必要な対応を取ることも必要ではないかと考えている。

（高橋部会長）我々は参酌化しても質が必ずしも低下するとは考えていない。しかし、参酌化により、放課後児童クラブの質が低下することを懸念する声があることは承知している。検証し、必要に応じて見直す仕組みについて具体的にどういうことが考えられるか、事務局は何か案があるか。

（小谷参事官）見直し条項を設けられないかという意見があったが、対応方針では過去にそのような前例は無いものと認識している。

（高橋部会長）見直し条項を入れてはいけないとの決まりがあるとも思えないが、その点はいかがか。

（小谷参事官）そのような決まりは確かにない。見直し条項が無くても当然制度の見直しはあり得るものであるが、検証をして、ある程度の時点で見直すということを明確化することで、より安心に繋がるということであれば、また、それが厚生労働省として絶対に譲れない部分ということであれば、十分検討し得るものと考えている。

（高橋部会長）本日は当該提案募集検討専門部会の後に、地方分権改革有識者会議が開催され、本件をはじめとする地方分権提案に関する検討状況を私から報告する必要がある。参酌化と見直し条項とをセットにすることで府省間の合意が図られるということだが、その場合は具体的にどのような対応方針の書きぶりとなるのか、お伺いしたい。

（厚生労働省）ただいま、事務局と調整した案は、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後 3 年を目途として、その施行状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずる、といった内容である。

(高橋部会長) ただいま、厚生労働省から御説明があったが、事務局としても了解ということでよいか。

(小谷参事官) 了解した。

(高橋部会長) 個人的には当案で結構だが、構成員の先生方はいかがか。

(磯部構成員) 貴省からは、地域の実情に応じて今後事業を展開する際、質と量が車の両輪である。質を蔑ろにすることは許されないとの説明があったが、その基本的考え方については我々も一貫して共有しているところ。当方針自体について、私も問題ないと思っているが、改めて確保すべき質について伺いたい。

先ほど、貴省から質の確保、すなわち児童の安全と説明があったが、質は安全に尽きるものではなく、それ以外にも教育という側面もあれば、放課後の居場所を提供するという側面もあると承っているが、その際に必要と考えられる質というのは何があり、どういうものが考えられるのか、抽象的な質問で恐縮だが、具体的に御教示いただきたい。

(厚生労働省) 子どもの安全の確保だけとは申し上げておらず、子どもの安全の確保等と質の確保と申し上げた。子どもの安全の確保というのは当然、基礎的なところとして大前提であるが、元々、放課後児童健全育成事業というのは、遊びの場や生活の場ということで、子どもの健全育成を図るといような健やかな育ちを守るといことも大きな目的であった。そういった意味では、子どもの育ちのための環境が整っているか、指導員の資質がちゃんと整っているかについて環境整備を図っていくことが重要である。具体的な仕組みを申し上げると、例えば、自己評価や第三者評価の仕組み等も含めて今後検討していく必要があるものと考えている。

(伊藤構成員) 参酌化の方向で調整していただいたということで大変感謝している。この方向性について異論はない。一点だけ、自治体から寄せられている声で少し伺いたい。自治体からは放課後児童健全育成事業の支援員の確保が非常に難しいという声が挙がっている。その際に支援員の待遇が必ずしも良くないのではないかと、という話も伺っている。貴省としても支援員の処遇改善については積極的に取り組まれていると思うが、例えば、更なる処遇改善策等について御検討いただいていることはないか、あるいは、これから御検討いただく予定のものはないかについてお伺いしたい。

(厚生労働省) 処遇改善については非常に重要な事項だと考えている。平成26年に処遇改善の補助として新たに始めた事業がある。それから、平成29年からは運営費として補助金を交付しているが、補助単価の見直しもを行い、評価を得てきたという経緯もある。さらに、同年に勤続年数や研修実績等に応じて処遇改善を図るとい仕組みも新たに追加しているところ。ただ、地方自治体の補助申請がまだ足りていない状況もあるため、まずは現行の補助事業自体をしっかりと周知し、なおかつ当該事業を御活用いただくという形で対応したいと考えている。

当省としては現行の基準の内容は維持するということが大前提である。そういう意味では、国としての考え方は現行の基準ということであり、その上で地方自治体において地域の実情に応じた柔軟な対応が図られるということで示した案が当案である。様々な基準があり、例えば、都道府県知事が実施する研修で16科目24時間の研修等もあるが、国としてはそういった研修を受けていただくということが質の確保の上で重要と考えている。

(高橋部会長) 先生方、他に御意見はないか。概ね構成員の先生方の賛同も得られたと思われることから、このあとの地方分権改革有識者会議に当案を報告することとする。本日のヒアリングは、ここまでとし、提案募集検討専門部会を閉会する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)